

県立都城商業高校 学校いじめ防止基本方針

県立都城商業高等学校

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、決して許されないことです。いじめは受けた生徒の教育を受ける権利を侵害するだけでなく、時にはその尊い命さえ奪うことがあることを我々教職員はもちろん、生徒一人ひとりが深く認識する必要があります。

また、近年の情報化の発達により LINE・Facebook・Twitter など SNS を使ったいじめも急速に増えており、ますますいじめの実態は見えにくいものになっています。このような中、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されました。本校でもいじめを未然防止することや、早期発見・早期対策の手立てを全職員が理解し、いじめ問題に学校として正しく理解するために「都城商業高校 学校いじめ防止基本方針」をここに定めます。

いじめの定義

「いじめ」とは生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にあるほかの生徒などが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒などが心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止基本法 第2条）

*ただし、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

1 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

生徒が安心して安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に参加し活躍できる学校づくりを進めていくことが、いじめを防止することにつながる。生徒の安心感・自己肯定感を高めることが、他者への思いやりの心や生命・人権を大切にすることを育てることになる。

(2) いじめ防止のための措置

学校の全教育活動を推進し、より良い人間関係づくりを推進する。

- ・ 生徒の意欲を高める授業、わかりやすい授業の工夫をする。係活動や学校行事等を通し、生徒が活躍する機会を作る。
→ 生徒の自己肯定感を高める。
- ・ 進路学習を充実させ、生徒の将来・進路に対する意識を高め、進路目標を達成するための指導・支援を進める。
- ・ 日ごろの授業や学校行事・部活動・人権学習等を通して、良好な人間関係を築くための基本的マナー、思いやりの心や生命・人権を大切にすることを育てる。
- ・ 日ごろの教師による生徒への声かけや、クラス担任や部顧問との面談、教育相談週間でのアンケート等により、教師と生徒間の信頼関係の醸成に努める。

2 早期発見

(1) 基本的な考え方

日ごろから生徒のささいな変化を見逃さないようにし、気付いた情報を確実に共有した上で、速やかに対応する。また、保護者からの情報収集も大切である。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・ 全ての教職員が「これくらいなら」という感覚をなくし、その時に、その場で指導をする。
- ・ クラス担任や教科担任が日ごろのHRや授業の中で、生徒の様子によく目を配り、小さな変化も見逃さないようにする。
- ・ 学年会などの情報交換の場や、日ごろの職員間の会話を通して、気になる生徒についての共通理解を図る。
- ・ いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査（年2回）や教育相談週間の実施（年2回）、電話相談窓口の周知徹底などにより、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭と連携して生徒を見守る。
- ・ クラス担任による面談や、教育相談週間等のアンケートにより、生徒のおかれている状況の把握に努める。→いじめの兆候があった場合は早期に対応する。

3 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- ① いじめられた生徒が、安心して本校での学校生活を送れるようになるための支援を最優先させる。
- ② 指導・支援は「誰が誰に対して、いつ、どこで、どのように」を早期かつ具体的に計画し実施する。クラス担任一人に背負わせるのではなくチームで対応する。
- ③ いじめた生徒も何か問題や不安を抱えている可能性があることに目を向け、支援を含めた指導をしていく。
- ④ いじめた生徒・いじめられた生徒への対応だけでなく、傍観者を含む周囲の生徒に対しても人権意識の高揚に向けた取り組みを根気強く行う。

(2) いじめ等の防止対策のための組織（いじめ対応委員会）

いじめの防止など（未然防止・早期発見）を実効的に行うため、「いじめ対応委員会」を設置する。いじめ事案発生時は管理職の招集・指揮の下緊急に開催することとする。通常は月1回の生徒指導委員会で生徒の情報交換を行う。

①いじめ対応委員会構成員

校長＋生徒支援委員会メンバー（教頭・生徒指導主任・教務主任・各学年主任・養護教諭・教育相談係）＋該当クラス担任等関係者

②組織の役割

- ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ・学校いじめ防止プログラムの実施状況の確認
- ・いじめが疑われる事案の報告を受け調査方針の決定・指導体制を編集する
- ・要配慮生徒への支援方針決定
- ・アンケート（いじめ・教育相談）の作成・実施・・・教育相談係を中心に行う
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析・・・教育相談係を中心に行う

(3) 相談窓口

①いじめに関する生徒・保護者からの相談

教頭、養護教諭、教育相談部・担任のいずれかに相談

②生徒保護者への周知徹底

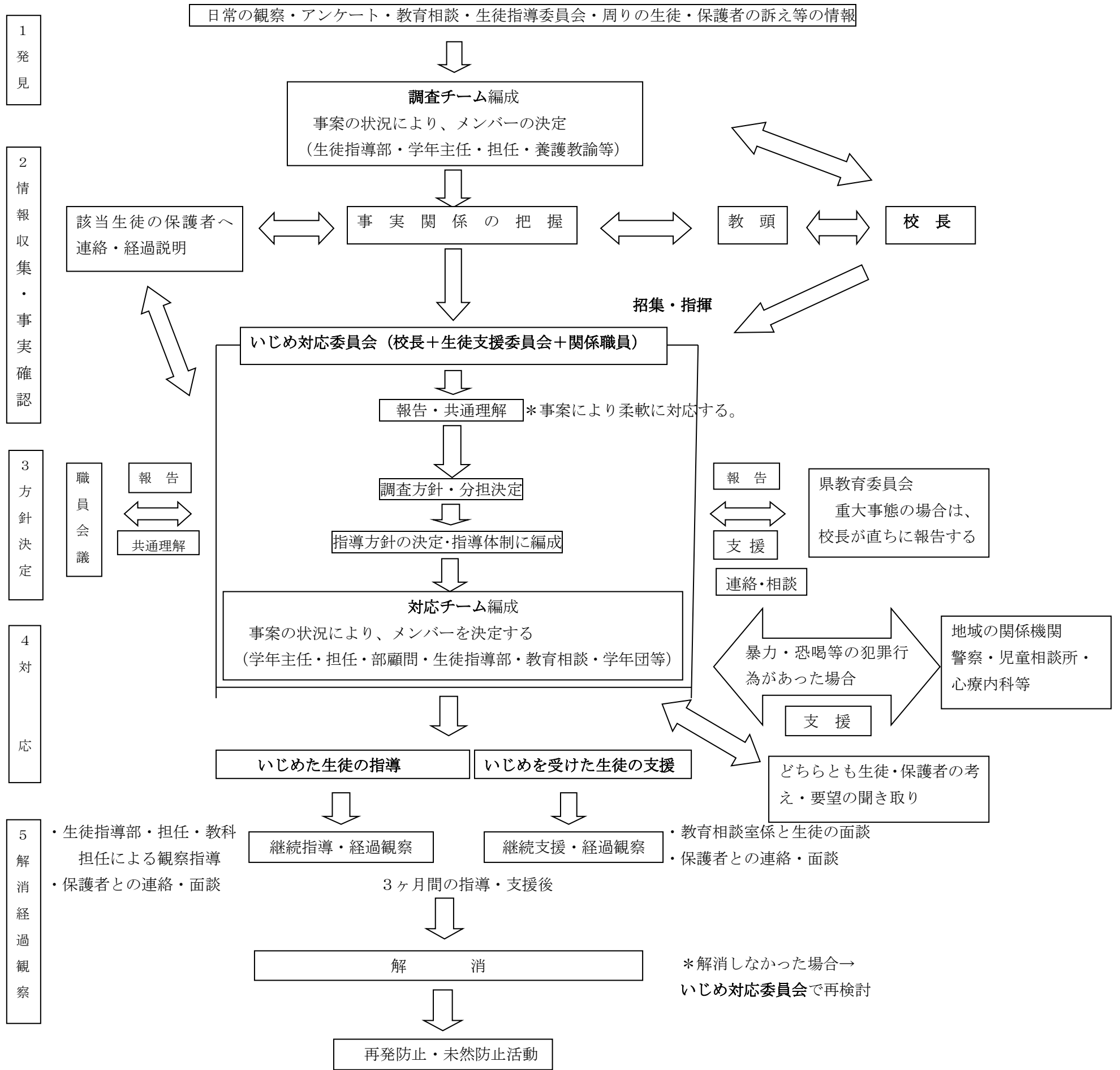
PTA 総会、全校集会、ホームページでの紹介

③相談方法

学校への電話連絡または来校して相談

必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門機関の紹介や連携

(4) いじめの発見・通報を受けた時の対応 *組織的対応の流れ(学校全体の取り組み)



【留意事項】

- ①定例の生徒支援委員会(教頭・生徒指導主任・教務主任・各学年主任・養護教諭・教育相談係)は原則として月1回開催される。いじめ事案の発生時は、校長の指揮・招集のもと、校長+生徒支援委員会+関係職員で緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査チームや対応チームを編成し対応する
- ②いじめの状況を調査する際は、関係した生徒を把握し、誰がどのようにかかわったかを明らかにする
- ③対応策は、指導事項や指導方法、誰が誰を指導・支援するかについて具体的に検討する
- ④対応チームを編成する際は、より早期に効果的に対応できるメンバーに絞る。心のケアの役割を果たす養護教諭や教育相談係との連携も確認する
- ⑤いじめた側の継続指導については、当該生徒に係わる職員全員が確認する日誌指導の実施や定期的な面談を行う
- ⑥いじめを受けた生徒には担任・教育相談係が定期的に面談を行い、その後の状況を常に確認する。
- ⑦指導中の結果についてはいじめ対応委員会で報告し、日誌指導の様子や面談の結果をもとに問題が解消されたか否かの判断を行う

(5) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・ 事実確認と共に、本人の気持ちをしっかり受け止め共感し、気持ちを尊重しながら支援していく。「最後まで守り抜くこと」を伝える。
- ・ 本人・保護者の考え・要望を丁寧に聞き取り対応策を考える。→今後の具体的な支援・指導計画を説明し、理解と協力を求める。
- ・ 生徒が安心して過ごせる居場所を確保する（相談室・保健室）。→別室登校になる場合は授業に遅れないよう学習支援を行う。
- ・ 自信を持たせる言葉をかけるなど、生徒の自尊感情を高めるよう配慮する。
- ・ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 必要に応じて専門機関と連携する。（県教育委員会、市教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察等）
- ・ いじめた生徒による謝罪の場面を設定し（いじめた生徒が十分反省した後、いじめられた生徒・保護者の了承があれば）、和解の可能性を探る。

(6) いじめた生徒またはその保護者への支援

- ・ いじめに至った経緯・事実関係、を本人・保護者と確認し合う。→ いじめた生徒・保護者の現状（家庭環境等）や気持ちも十分に聞き、いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた生徒の気持ち・現状をいじめた生徒・保護者に伝え、どんな理由・事情があろうとも、「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 生徒の変容を図るために、生徒への今後の関わり方などを保護者と一緒に考え、具体的な助言をする。
- ・ 必要に応じて適切に懲戒を行う（謹慎、出席停止、退学等）
- ・ 必要に応じて専門機関と連携する。（県教育委員会、市教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察等）
- ・ いじめられた生徒への謝罪の場面を設定し（本人がしっかり反省した後、いじめられた生徒・保護者の了承の上）、謝罪の機会を与える。
- ・ 面談や読書、人権学習等を通して、良好な人間関係を築くための基本的マナー、思いやりの心や生命・人権を大切にする態度を育てる。同時に、いじめた生徒が抱えている問題に対する支援も進めていく

(7) いじめが起きた集団への働きかけ

①クラス単位（クラス担任、副担任、学年主任、教科担任等）

- ・ いじめの事実を伝え（伝える時期・伝える内容の範囲については慎重に吟味する）、日常の諸活動の中で思いやりの心や生命・人権を大切にする態度の大切さを訴える。
- ・ 噂話や犯人探しなど、他生徒の人間関係が崩れないように注意を払う。
- ・ より良い人間関係を築くために、自分たちにできることを考えさせる（LHRの時間を活用する）。

②学年（全校）単位

- ・ SHR・LHR・学年（全校）集会・学年（全校）終礼・読書・生徒会活動などの時間をどのように活用して指導するかを検討し、早期に実施する。

(8) ネット上のいじめへの対応

- ・ 基本的には上記の流れと同様。情報モラル教育を推進し、必要に応じて専門機関（地方法務局、所轄警察署等）の協力も得て早期解決を図る。
- ・ 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。
状況確認 → 状況の記録 → 管理者へ連絡・削除依頼、警察・県教育委員会への相談、いじめへの対応
* 県教育委員会の目安箱サイトの活用

4 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。校長の招集・指揮のもといじめ対応委員会による緊急対策会議を開催し指導・支援の基本方針を立て、その方針にのっとり（生徒指導主事・学年主任）のリーダーシップのもと、具体的な指導・支援に組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全職員で共通理解を図る。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過度な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価と教職員評価

「いじめが発覚しない学校＝良い学校」ではなく、「いじめを予防し、いじめが発覚した場合は適切に対応できる学校＝良い学校」という認識のもと、学校評価と教職員評価を行う。

(5) 地域や家庭との連携について

いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、福祉事務所等の協力を得ることも視野に入れて対応する。